

議案第 3 4 号

白岡市議会議員及び白岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

白岡市議会議員及び白岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 2 4 年白岡町条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 1 0 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 3 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の白岡市議会議員及び白岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。